

令和7年度 人権啓発推進員養成事業 実施概要

1 目的

地域での人権教育・啓発の取組を積極的に推進するリーダー(講師・コーディネーター・助言者等)を養成し、市民の人権問題の解決に向けて主体的に行動する意識を高め、すべての人の人権が尊重されたまちづくりを目指す。

2 募集方法

- (1) 各地区の公民館または人権教育推進協議会に、候補者の推薦を依頼する。
- (2) 市広報紙・ホームページでの一般公募により、広く市民から募集する。

3 認定対象講座

(1) 人権啓発推進員養成講座

4 講座を開設する。

- ① これまでに推進員の認定を受けた人を対象とする。
- ② 初めて推進員の認定を受ける人を対象とする。

(2) 企業向け人権啓発講座

必要に応じて、企業向け人権啓発講座を認定対象講座とする。

4 認定要件と人権啓発推進員の役割

(1) 認定要件

次の要件を満たした人を、令和7年度人権啓発推進員に認定する。

- ① 初めて推進員の認定を受ける人は、認定対象講座の中から4講座受講する。ただし、初年度に4講座の受講が難しい人については、初年度に1講座以上受講している人に限り、次年度と合算して2年間で合計4講座以上を受講する。
- ② 過去5年以内(令和2年度以降)に推進員の認定を受けた人は、認定対象講座の中から1講座受講する。
- ③ 最後に認定を受けたのが令和元年度までの人は、認定対象講座の中から4講座以上を受講する。

(2) 人権啓発推進員の役割

各地域で人権教育・啓発活動を積極的に実施する。

地域活動の内容については、別に定める。

(なお、各地域で人権教育・啓発活動を積極的に行えるよう、認定に伴い、名前と住所を、地域の公民館、小・中学校、ふれあいセンターに情報提供する)

5 認定期間

- (1) 人権啓発推進員の認定期間は、人権啓発推進員養成講座受講終了から令和8年3月31日までとする。
- (2) 希望する人権啓発推進員に対しては、認定証を発行する。